

勝浦市移住支援事業支援金交付申請書

年 月 日

勝 浦 市 長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

勝浦市移住支援事業支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて交付申請します。
なお、申請するにあたり下記の事項について同意します。

1. 移住支援金の交付の要件となる住宅の所在地			
2. 転入直前10年間の在住履歴			
期間		住所	
3. 勝浦市への転入日	年 月 日		
4. 申請区分	単身 ・ 世帯		
5. 移住支援金の種類	就業・テレワーク・関係人口・起業		
6. 同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）			人
7. （東京23区への通勤者及び通学者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤・通学履歴			
期間	就業・通学先	通勤・通学先住所	区分※1
※1 区分は、①雇用保険の被保険者、②法人経営者、③個人事業主、④大学生から選択してください。			
8. （テレワークによる移住者に該当する場合のみ記載）勤務先企業			
勤務先企業名・部署名			
住所			
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）		
9. 移住支援金交付申請額			円

※勝浦市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、目的以外に利用いたしません。

【同意事項】

- (1) 世帯全員の住民票登録及び戸籍に関し調査すること。
- (2) 勝浦市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、市長より求められた場合にそれに応じること。
- (3) 当該個人情報について、他の都道府県及び他の市区町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認すること。

【各種確認事項（下記に該当する場合、それぞれ欄の□にチェックをしてください）】

申請日から5年以上継続して勝浦市に居住する意思がある。

(就業の場合のみ確認)

当該法人に申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。

就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が3親等以内の親族に該当しない。

(テレワークに該当の場合のみ確認)

自己の意思による移住である。

【添付書類】

(1) 全員が提出を必要とする書類

ア 身分証明書の写し（原則、写真付きとする）

イ 世帯全員の住民票

ウ 住民票を移す直前の10年間のうち、別表1に定める要件に該当する期間（通算5年以上）の住所が分かる書類

エ 市税等に滞納がないことが確認できる書類

(2) 埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ雇用者として通勤していた者のみが提出を必要とする書類

東京23区への在勤履歴及び雇用保険の被保険者であったことが分かる書類

(3) 埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主のみが提出を必要とする書類

ア 移住元での在勤地を確認できる書類

イ 移住元での在勤期間を確認できる書類

(4) 埼玉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみが提出を必要とする書類

ア 在学期間や卒業校を確認できる書類

イ 東京23区への在勤履歴及び雇用保険の被保険者であったことが分かる書類

(5) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類

(6) 就職に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な種類

勝浦市移住支援事業における就業証明書（別記第6号様式）

(7) テレワークに関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な種類

勝浦市移住支援事業におけるテレワークに関する就業証明書（別記第7号様式）

(8) 本事業における関係人口に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類

ア 勝浦市の創業支援等事業計画に基づく「特定創業支援等事業」を受け、かつ勝浦市から認定を受けたことが分かる書類

イ 勝浦市で創業したことが分かる書類

(9) 起業（地域課題解決型起業支援事業）に関する要件を満たす申請者のみ提出が必要な書類

地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書